



小規模保育所「しらこ北リトルスター保育園」重要事項説明書

R6. 4. 1

1. 運営主体

| | |
|--------|--------------------------|
| 名称 | 三和エンジニアリング株式会社 |
| 所在地 | 東京都千代田区神田佐久間町2-19 櫻岳ビル2F |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 廣田靖人 |

2. 施設の概要

| | |
|-------|---|
| 施設の種類 | 小規模保育事業所B型 |
| 名称 | 「しらこ北リトルスター保育園」 |
| 所在地 | 埼玉県和光市白子3-8-37 |
| 電話番号 | 048-487-9904 |
| 管理者 | 尾島 香織 |
| 対象児童 | 子ども・子育て支援法及び和光市保育の必要性の認定に関する条例の規定により、保育の必要性の認定を受けた満3歳未満の乳幼児 |
| 利用定員 | 19名 |
| 開設年月日 | 平成29年4月1日 |

3. 事業所の運営方針

| | |
|------------|---|
| 事業の目的、経営理念 | 小規模保育所「しらこ北リトルスター保育園」は、利用者(子どもと保護者)の最善の利益を尊重し、地域における子育て支援の核として愛情と信頼を基盤とした楽しい保育を目指すことを基本理念とします。 |
| 保育理念 | <ul style="list-style-type: none">・ 人間形成にとって極めて重要な乳幼児期を、心地よい愛着関係と安心できる環境の中で育てる。・ 子どもの最善の利益を守り、子ども一人一人の心に寄り添い、心身のバランスを考慮した保育を行う。 |
| 保育方針 | <ul style="list-style-type: none">・ 安心できる、くつろいだ雰囲気の中で子どもたちの様々な欲求を満ちし、満足を与える保育をする。・ 日々の温かい受容的な関わりの中で、子どものありのままを受け止め自己を肯定する心を育てる。・ 子どもの成長、発達を促し可能性や力を信じる。 <p>【園名:リトルスターの由来について】 最近の宇宙研究の結果により137億年前、宇宙で一番最初に出来た物質が星であったことが判明しました。この最初に出来た星は「小さく生まれ大きく明るく育っていった星」と言われています。このことから、当園での、「リトルスター」とは子ども達ひとりひとりを指します。</p> |
| 保育目標 | <リトルスター保育園の目指す子ども像> <ol style="list-style-type: none">① 心もからだも健やかな子ども② 人を享受し、思いやりのある子ども③ よく遊び、豊かな感性と創造性にあふれる子ども |

4. 保育計画

| 組・グループ | 保育計画 |
|--------|---|
| 0歳児 | <ul style="list-style-type: none"> ・応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆を形成する。 ・安心できる環境の中、快、不快を感じ、表情や体の動き、喃語で表現する。 ・五感を育てる。 |
| 1歳児 | <ul style="list-style-type: none"> ・安心できる保育者との関係の下で、自分でしようとする気持ちが芽生える。 ・歩行の確立により、身近な人や身の回りのものに自発的に働きかけていく。 ・親しい大人に指差しや二語文で自分の気持ちを伝えようとする。 |
| 2歳児 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的運動機能が伸び、行動範囲が広がり探索活動が盛んになる。 ・簡単な身の回りのことを自分でしようとする。 ・自分の意思や欲求を言葉で表現し、自己主張をする中で、気持ちを受け止められながら自己を肯定する心を育む。 |

5. 利用定員

| | | |
|-------|------------------------------|-----|
| 利用定員 | 満1歳未満 | 6人 |
| (19人) | 満1歳以上 内訳(1歳児: 6人 2歳児: 7人) | 13人 |

6. 建物の規模等

| | |
|---------|---|
| 構造 | 木造(準耐火)平屋建て |
| 述べ床面積 | 述べ床面積136.42㎡ |
| 保育室等の面積 | 【0歳児室】31.88㎡、【1歳児室】34.57㎡、【2歳児室】26.32㎡ 【調理室】11.18㎡、【職員室】16.35㎡ |

7. 職員の設置状況

| | 員数 | 資格等 | 備考 |
|-------|----|--------------|-----|
| 施設長 | 1名 | 保育士 | |
| 保育士 | 3名 | 保育士 | 常勤者 |
| 保育従事者 | 3名 | 埼玉県保育従事者研修終了 | 常勤者 |
| 保育補助者 | 2名 | 埼玉県保育従事者研修終了 | |
| 調理員 | 1名 | 調理師または栄養士 | |

※ 当事業所では、「和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年6月25日和光市条例第14号)」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

| 職種 | 勤務体系 (シフト時間例) |
|-------|--|
| 施設長 | 9:00~18:00 |
| 保育士 | 7:00~16:00 7:30~16:30 8:00~17:00 8:30~17:30 9:00~18:00 |
| 保育従事者 | 9:30~18:30 10:00~19:00 |
| 保育補助者 | 7:30~13:00 8:00~11:00 13:00~18:30 15:00~19:00 |
| 調理員 | 8:00~17:00 |

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

8. 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までです。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）は保育を行いません。

9. 休園日（保育を提供しない日）

日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

10. 保育を提供する時間

(1) 開所時間

当事業所の開所時間は次のとおりです。

| 開所時間 | |
|---------|-----------|
| 月曜日～金曜日 | 7時から19時まで |
| 土曜日 | 7時から18時まで |

(2) 保育を提供する時間は、保育時間の認定区分に応じて次のとおりとします。

ア 保育標準時間認定に係る保育時間

(ア) 7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間

(イ) 開所時間内において18時以降に提供する保育は「延長保育」とします。

イ 保育短時間認定に係る保育時間

(ア) 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間

(イ) 開所時間内において、上記(ア)の時間を超えて提供する保育は「延長保育」とします。

11. 提供する保育等の内容

当事業所は、国が定める「保育所保育指針」を踏まえ、次の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育標準時間及び保育短時間の保育

(2) 延長保育

(3) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前おやつ | 昼食 | おやつ |
|-----|-------|--------|--------|
| 0歳児 | 9:00頃 | 11:00頃 | 15:00頃 |
| 1歳児 | 9:00頃 | 11:10頃 | 15:00頃 |
| 2歳児 | 9:00頃 | 11:20頃 | 15:00頃 |

※ 献立表は別途（毎月）お知らせします。

※ 食物アレルギーや、体質に合わない食材があるときは当事業者に報告し、医師による生活管理指導票等（指示書）を提出してください。

※ 保育園で準備している粉ミルクは、森永「はぐくみ」です。食物アレルギー等で摂取が難しい場合は、医師による生活管理指導票（指示書）を添えて、事前にご相談下さい。

1日の保育スケジュール(例)

| | |
|--------|------------------------|
| 7:00～ | 5つのカテゴリーの中でゆったりと過ごす・排泄 |
| 9:00～ | 午前おやつ |
| 9:30～ | 5つのカテゴリーの中で自由に過ごす |
| 11:00～ | 昼食 |
| 12:30～ | 食事が終わった子から、お着替え・排泄・お昼寝 |
| 14:30～ | お着替え・排泄 |
| 15:00～ | おやつ |
| 16:00～ | 5つのカテゴリーの中で自由に過ごす |
| 18:00～ | 延長保育 |

0歳児は一人一人の生活リズム(授乳・離乳食・午睡等)に合わせて、保育を行います。

1 2. 利用者の負担額（保育料等）

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（以下、「保育料」といいます。）

当事業所において保育の提供を受けたときは、「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」（以下、「市条例」といいます。）において定める保育料（別表1）をお支払いいただきます。

なお、月の途中から保育を利用することになったとき及び利用しなくなったときは、その月の保育料を市条例の規定により計算した額を事業者に支払うものとします。

（この計算で10円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額をお支払いいただきます。）

《3号認定（満3歳未満・保育認定）を受けた子どもの利用者負担額》

（基準：市町村民税所得割課税額）※和光市保育サポート課窓口・HP等参照

（別表1）

| 世帯階層区分 | | 利用者負担（月額） | | |
|--------|--|-------------------------|---------|---------|
| 階層 | 定義 | 保育標準時間 | 保育短時間 | |
| 第1階層 | 生活保護世帯 | 無料 | | |
| 第2階層 | 第1階層に該当する世帯を除き、当該年度分(4月から8月までの前年度分)の市町村民税が非課税の世帯 | 無料 | | |
| 第3階層 | 第1階層及び第2階層に該当する世帯を除き、市町村民税所得割額が0円の世帯 | 7,200円 | 7,080円 | |
| 第4階層 | 第1階層から第3階層に該当する世帯を除き、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税所得割額 48,600円未満 | 15,600円 | |
| 第5階層 | | 市町村民税所得割額 48,600円以上 | 24,000円 | 23,590円 |
| 第6階層 | | 市町村民税所得割額 57,700円以上 | 24,000円 | 23,590円 |
| 第7階層 | | 市町村民税所得割額 97,700円以上 | 32,040円 | 31,500円 |
| 第8階層 | | 市町村民税所得割額 133,000円以上 | 35,600円 | 34,990円 |
| 第9階層 | | 市町村民税所得割額 169,000円以上 | 43,920円 | 43,170円 |
| 第10階層 | | 市町村民税所得割額 235,000円以上 | 48,800円 | 47,970円 |
| 第11階層 | | 市町村民税所得割額 301,000円以上 | 57,600円 | 56,620円 |
| 第12階層 | | 市町村民税所得割額 349,000円以上 | 64,000円 | 62,910円 |
| 第13階層 | | 市町村民税所得割額 397,000円以上 | 83,200円 | 81,790円 |

(2) 延長保育料

延長保育を利用したときは、延長保育料（別表2）を負担していただきます。

《3号認定（満3歳未満・保育認定）を受けた子どもの利用者負担額》

（別表2）

| | | 短時間認定の方 | 通常時間認定の方 短時間認定の方 |
|---------|----|--------------------------|---------------------|
| 時間外適用時間 | | 7:00～8:30 16:30～18:00 | 18:00～19:00 |
| 0歳児（※1） | 日額 | 30分 150円 【上限】月額 700円 | 30分 150円 |
| 1・2歳児 | 日額 | 30分 120円 【上限】月額 700円 | 30分 120円 |

※1 リトルスター保育園の時間外保育は、1歳のお誕生日から利用できます。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)、(2)のほか、保育の提供に要する実費については、【別紙】用品一覧表に定める費用を負担していただきます。(毎月のお支払いについては、別途ご案内します。)

- ※ 当事業所は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。ただし、当社の銀行口座に直接振込した場合において、当社側で入金を確認できた場合は、振込控えを持って領収の証とします。また、保護者の事情により保護者が口座振込にて支払った料金に関し、保護者が領収証を必要とする場合、当社は保護者の請求に応じ領収証を発行します。

13. 保育料等の支払い

(1) 保育料等の支払

保育料、延長保育料及びその他の実費等は、保育を利用した月の20日までに、当事業所が指定する(銀行振込)によりお支払いください。延長保育料(日額)及び保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等は、前月分をその月の保育料等と合算して、毎月20日までにお支払いください。

ア 月の途中から保育の利用を開始したとき

保育の利用を開始した月の翌月の20日までにお支払いください。

イ 月の途中で保育を利用しなくなったとき

保育を利用しなくなった月の20日までにお支払いください。

(2) 保育料未納への対応について

当事業所は、保護者が支払うべき保育料の全部又は一部を、指定された納期までに支払わないときは、児童福祉法第56条第8項の規定に基づき、和光市に保育料の徴収を請求し、和光市は地方税の滞納処分の例によりこれを処分します。

14. 利用の終了に関する事項

当事業所は、園児が満3歳に達した日が属する年度の3月31日をもって保育の提供を終了します。ただし、園児又は保護者が、次の事由に該当する場合には、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児又は保護者が「和光市保育の必要性の認定に関する条例」に定める保育の必要性の基準に該当しなくなったとき
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15. 連携施設

- 施設名(住所):① 認可保育所 和光プライムスター保育園 (和光市下新倉 1-5-15)
② 認可保育所 下新倉プライムスター保育園 (和光市下新倉 1-5-16)
③ 認可保育所 丸山台プライムスター保育園 (和光市丸山台 2-28)

連携内容:1.保育・栄養に関する適切な助言及び必要な支援 ①②③

運動会開催場所の提供①②③

2.代替保育 ①②③

連携施設の確保については、令和7年3月31日まで経過措置が延長になりました。

卒園後の受け皿の確保についても、近隣施設への協力依頼を行います。

16. 嘱託医 (連携医療機関)

当事業所の嘱託医(連携医療機関)は、次のとおりです。

(1) 内科

| | | |
|---------|--------------|-------------|
| 医療機関の名称 | 西谷医院 | 健康診断の実施 |
| 院長名 | 西谷 一晃 | 年2回(6月、12月) |
| 所在地 | 和光市白子2-22-10 | |
| 電話番号 | 048-461-2226 | |

(2) 歯科

| | | |
|---------|-----------------|---------|
| 医療機関の名称 | けいこ先生の歯医者さん | 歯科検診の実施 |
| 医院長名 | 清水 恵子 | 年1回(7月) |
| 所在地 | 和光市丸山台1-11-3 1F | |
| 電話番号 | 048-458-0840 | |

17. 緊急連絡先及びかかりつけ医の報告

保育の提供中に、園児の疾病や怪我等により緊急対応の必要が生じたときは、保護者があらかじめ指定する医療機関及び緊急連絡先等に速やかに連絡を行いますので、**保護者は当事業所に緊急連絡票及び児童票等にて緊急連絡先及びかかりつけ医等を報告してください。**

18. 損害賠償

当事業所の責に帰すべき事由により、園児の生命、身体又は財産に損害を及ぼしたときは、保護者に対してその損害を賠償します。

当事業所は、その損害賠償に充てるため、下記の保険に加入しています。

賠償責任保険

| | |
|---------|-----|
| 1事故 | 3億円 |
| 児童1名につき | 3億円 |

※保険契約内容での保障となります。

傷害保険

| | |
|---------|-----------|
| 児童1名につき | 死亡100万円 |
| 児童1名につき | 入院1日1000円 |

※保険契約内容での保障となります。

19. 個人情報の取扱い

(1) 当事業所の守秘義務

当事業所は、運営規程及び契約書の定めに従い、個人情報を適切に取扱うものとし、保育を提供する上で知り得た園児及び家族等の秘密を第三者に漏らしません。

(2) 保護者による個人情報使用に関する同意

契約書の定めに従い、園児に係る他制度のサービス提供事業者との連携を図るなど正当な理由があるときは、事業者は保護者に対して事前に文書(個人情報使用同意書)にて個人情報使用に関する同意を得た上で、園児及び保護者等の個人情報をを用いることができるものとします。

20. 要望・苦情等に関する相談窓口

| | |
|----------------|------------------------------|
| 相談・苦情受付担当者 | 主任 |
| 相談・苦情受付及び解決責任者 | 園長 |
| 受付方法 | 面接・文章・電話・メールなどで相談・苦情を受け付けます。 |

21. 非常災害時の対応

(1) 非常時の対応

非常災害時の避難場所は、白子吹上コミュニティセンター(住所:白子 3-8-21 ☎048-465-9196) または、白子小学校(住所:白子 3-2-10 ☎048-461-2073)です。お迎えが来るまで、職員が責任をもってお子様を保護致します。プラカード等で明示して待機していますので速やかな引き取りをお願い致します。避難場所等は、「災害伝言ダイヤル171」にてお知らせします。また、可能な限り、保育園ブログ等を活用し情報発信させていただきます。

(2) 避難・消火訓練について

防火管理者を置き、非常その他緊急の事態に備え、防火対策、消防計画等をたてて定期的な避難訓練(月1回)を実施しています。

22. 虐待等の防止に関する事項

(1) 虐待等の禁止

当事業所は、「和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づく当園の運営規程に従い、園児に対して、いかなる場合であっても、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為は行いません。

(2) 児童虐待の通告等

当事業所は、保育の提供中に児童福祉法33条の10各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる園児(児童)を発見したときは、速やかに和光市に通告し、必要な協力を行います。

23. その他の留意事項

(1) 入園手続

ア 保護者は当事業所において保育を利用しようとするときは、当事業所が指定する書類等を提出するものとします。

イ 保護者は前項に基づく入園手続に当たり、医療機関にて健康診断を受診した園児の診断書を、当事業所へ提出します。

ウ 前項の入園前健康診断等の入園手続に係る必要な費用は保護者が負担するものとします。

エ 当事業所は、入園手続に必要な書類及び入園について不備がある場合、関係機関等に確認(照会)を行います。

(2) 事業所への告知

お預かりする園児の安全かつ適切な保育を確保し、健全な発育を図るため、保護者は、児童票・生活調査票にて園児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を告知してください。

(3) 事業所が保育を行わないとき

当事業所では、園児が次のいずれかの事由に該当するときは、その園児の保育を行わないことがあります。

ア 園児が伝染性の疾病に罹患し、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。

イ 園児が病気や怪我等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき

ウ 災害の発生、又は発生のおそれがあり、危険が想定されるとき

(4) 不正行為への対応

当事業所では、保護者が偽り、その他の不正な行為によって、地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して和光市に通知します。これにより、状況調査に基づき、保育の必要性の認定が受けられず、保育を提供することができなくなる場合があります。

(5) 登園について

ア 入園後は、ならし保育(1週間~2週間)を行います。お子様によってならし保育の時間が異なりますので保育者と相談し調整願います。ならし保育終了後は、9:00までに登園して下さい。

イ 保護者は登園時刻に変更が生じた場合は、事前に保育園に連絡して下さい。

ウ 保護者が職場を離れる場合(研修・出張)は、登園時に連絡先をお知らせ下さい。

エ 毎日の検温で37.5℃以上体温がある場合、または明らかに体調を崩していると当園が判断した場合は当日の保育をお断り致します。

オ 登園後の発熱(検温37.5℃以上)あるいは下痢・嘔吐などがひどく、元気のない時はお迎えの連絡をします。

カ 伝染病にかかった場合、すみやかに保育園に連絡して下さい。完治という医師の証明(治癒証明書もしくは治癒報告書)がなければ登園できません。

治癒証明書が必要な感染症

○第2種伝染病

インフルエンザ、百日咳、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

○第3種伝染病

腸管出血性大腸菌感染症、急性出血性結膜

※当面の間、インフルエンザに罹患した児童が登園を再開する際には、医療機関が発行する証明書等を求めないことになっています。必要書類については、保育園にご確認ください。

治癒報告書の記入が必要な感染症

○その他の伝染病

急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎、乳幼児嘔吐下痢症、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、突発性発疹、手足口病、ヘルパンギーナ、とびひ、水いぼ、りんご病、ヘルペス性歯肉口内炎、頭シラミ、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症

※お子様が、伝染の恐れのある感染症にかかれた場合は、すみやかに保育園へご連絡下さい。
キ 熱性痙攣、てんかんなど過去に発症したことがあるお子様、食物アレルギー等のあるお子様はお知らせ下さい。アレルギー対応について個別協議事項があります。

(6)欠席、遅刻、早退について

- ア 欠席、遅刻をする場合は事前にご連絡下さい。
- イ 早退する場合は、お迎えの時間を連絡帳に記入し、担任の保育士にも直接お伝え下さい。
- ウ 登園後に早退する必要がある場合は、電話連絡を入れて下さい。
連絡先 048-487-9904

(7)降園について

- ア 原則として登録者(カード発行)以外のお迎えは禁止とします。保護者以外の方でお迎えの可能性のある場合は個別に登録願います。
- イ 降園時間に変更が生じた場合は、必ずご連絡下さい。
- ウ 汚れ物は毎日お持ち帰り下さい。

(8)与薬について

- ア 原則として市販薬・処方薬ともに受け付けておりませんので、ご家庭での処方をお願いいたします。かかりつけ医にて、朝晩の処方をご相談下さい。
- イ かかりつけ医より処方された塗り薬については、ご相談下さい。

(9)保育園と保護者の連絡について

- ア 送迎時に、お子様の状態について、お聞きします。
- イ 家庭と保育園での状況を把握するために連絡帳を活用します。
- ウ 毎月「スター通信」を発行します。

(10)送迎について

- ア 駐車スペース及び駐輪スペースは、譲り合ってお使いください。
- イ 送迎時、スクールゾーンを通行される方で通行証が必要な場合は、保育園へお申し出ください。
- ウ 駐車スペース及び駐輪スペースにて発生した事故や盗難等については、責任を負いかねます。十分に安全を確保した上でご利用願います。

当事業所における保育の提供を開始するに当たり、保護者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

所在地 和光市白子3-8-37

事業所 名称 しらこ北リトルスター保育園

説明者 (職・氏名) 園長 _____ 印

私は、本書面に基づいて小規模保育所 しらこ北リトルスター保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

住 所

保護者 氏 名 _____ 印 (園児との続柄)

園児氏名 _____



LITTLE STAR
リトルスター保育園